

高齢者のための住宅改修過程における諸問題に関する研究 —神奈川県東部の場合—

Keywords

在宅高齢障害者 公的介護保険
住宅改修 専門職種間の連携



K06069 竹内ゆか

1. 研究背景と目的

我が国では急速に高齢化が進行し、2005 年に日本の総人口に対する 65 歳以上の割合は 20%に達したが、2050 年にはさらに 35.7%を占めると推計されている。

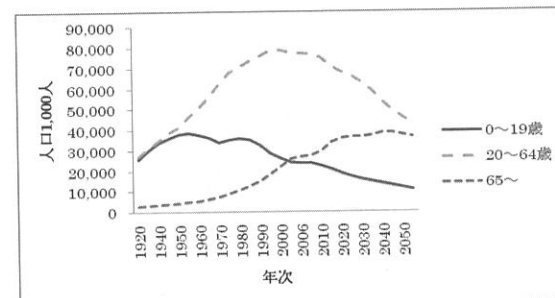


図 1 年齢別人口

多様な形態の高齢者居住施設が整備される一方、高齢になり体が弱体化した時にも、住み慣れた現在の住宅に住み続けたいと考える人の割合は多い。

特に 1990 年代以降に在来の施設福祉より在宅福祉を重視するようになり、2000 年に施行された介護保険法では、在宅高齢障害者の自立生活を支援するため居宅介護住宅改修費および居宅支援住宅改修費の支給が規定されている。また、自治体によっては要介護状態になることへの予防や要介護状態の軽減を狙いとした住宅改修費助成制度がある。これらの助成制度を利用して、在宅高齢障害者の転倒防止や外出の容易さ、自立度の向上、介護負担の軽減などを目的に住宅改修が行われ、その実績は年々増加している。

このような状況の中で、在宅高齢障害者の住宅改修計画は、心身の状況、介護状況、住居などに応じた総合的なケアプランが必要となり、介護支援専門員(以下ケアマネジャー)、理学療法士、作業療法士、建築士、施工事業者等、地域の実状に応じた各専門家の連携によるチーム対応の必要性も報告されている。なお、高齢者住宅の改修を実施するのは、通常の工務店のほか、訪問入浴などの在宅支援サービスを行う企業がリフォーム部門を付随して実施する場合、福祉用具店が改修に伴う福祉用具レンタルと共に請け負う場合、医療機器メーカーの福祉用具部門等の他、薬局、畳屋、建築事務所などの場合がある。

そこで本研究では、実際の住宅改修事例から在宅高齢障害者の住宅改修の現状を高齢障害者の病症や属性、住

宅改修内容の視点から把握することにより、各々の住宅改修事例における諸問題を抽出し、スムーズな住宅改修を実施するための基礎研究としたい。

また、神奈川県は、人口の増加率が他の都心部と比べてプラスの値を示し、沖縄に次いで全国 2 番目の高さである。また 65 歳以上の人数は東京に次いで 2 番目である。今後人口増加に伴い、高齢者の割合も飛躍的に増えると懸念される場所である。かつ横浜・川崎の政令指定都市と、三浦半島の農漁業市域の両方が存在する神奈川県東部地域を研究対象とする。

2. 研究方法

1) 実例調査

住宅改修を受け持つ業者にご協力いただき、65 歳以上の高齢者で、戸建の持ち家に住み、在宅介護を前提にした住宅改修を行った人を最低条件とし、その他として、①公的介護保険が適用されない改修がある事例、②改修後に問題や病症の進行からさらなる改修が必要になった事例(同会社での改修)、③過去に別の業者もしくは個人で改修を行ったが、問題や病症の進行によりさらなる改修が必要になった事例、④間取り、動線の変更など、大がかりな改修を行った事例、計 4 つの項目の改修事例を積極的に集め、事例ごとに比較する。

2) アンケート調査

川崎市に登録されている 234 社の高齢者のための住宅改修業者にアンケート調査を行った。以下の図はアンケート調査を行った 234 社の業種内訳である。また、兼任業者とは住宅改修と福祉用具レンタルの両方を行う業者のことを指す。

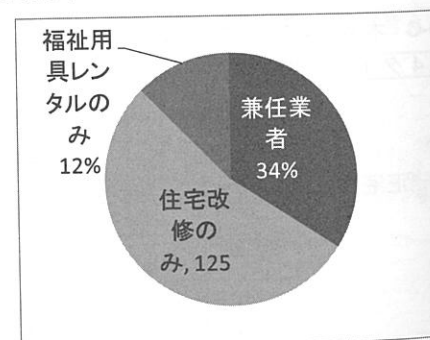


図 2 アンケート調査を行った業者の業種内訳

アンケートは 11 月 15 日に発送し、期限は 12 月 15 日とした。郵送した全 234 社のうち、有効回答数は 77 件、宛先不明が 3 件あり結果、回収率は 33.3%であった。アンケートの内容は上記の実事例調査と一貫性を持たせるため、関連のある問いとした。

専門職・知識について	
Q1	貴社に在籍する専門職(複数回答可)
Q2	必要だと思う専門職知識(複数回答可)
レンタル業などについて	
Q3	住宅改修、福祉機器レンタル以外の業務を行っている場合は業務内容について教えてください
Q4	住宅改修業、福祉機器レンタル業を始めた理由を教えてください
Q5	住宅改修、福祉機器レンタルのアフターケアはどのように行っていますか
Q6	どのような福祉機器が最もレンタルされますか
Q7	福祉機器の説明はどの職種の人が行っていますか
Q8	レンタルは現在どのくらいの人が利用していますか
住宅改修について	
Q9	改修に最も必要だと思う情報
Q10	最も多い改修箇所
改修費について	
Q11	平均改修費(自己負担分含む総工事費)
Q12	介護保険の利用率はどのくらいですか
Q13	介護保険外の助成金制度の利用率
事例を踏まえた住宅改修について	
Q14	どのような経緯で改修の依頼がきましたか(複数回答可)
Q15	改修の際に過去の事例などを参考することはありますか
Q16	最も多い改修する家の種類
Q17	一度に1人の人が受け持つ件数はどのくらいですか
Q18	改修プランを作成するまでの平均時間はどのくらいですか
Q19	改修プランを作成するまでにどのくらい依頼者と相談しますか
Q20	改修時に家のプランや構造的な面で困ったことがあれば教えてください
Q21	改修後にさらなる改修が必要となった事例があれば、その理由を教えてください
Q22	過去に珍しいと思われる改修を行った事例があれば、その内容を教えてください

図 3 アンケート内容

- ：単一選択式
- ：複数選択式
- △：自由記述式

3. アンケート調査の分析結果

1) 全体比較

全 77 件を各質問の選択項目ごとに比較した。

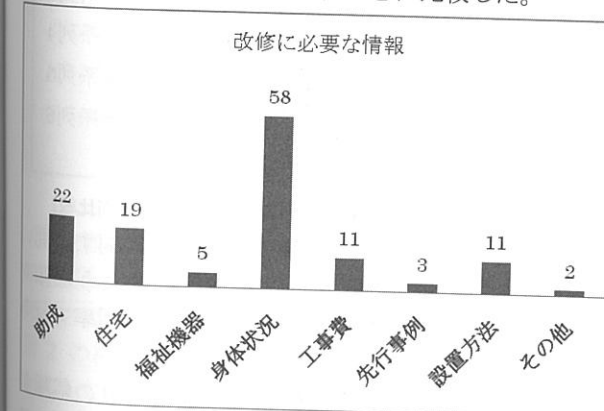


図 4 改修に必要な情報

Q3 の「改修に必要な情報」では、身体状況が突出して最も高く、次いで助成金、住宅の状況であった。別の質問での自由記述欄でも書かれていたが、高齢者の住宅改修では人それぞれ病気や進行状態などが違うため、最も必要とされている改修を行うためには、其々の身体状況を詳しく知る必要があるからと考えられる。これは健康者の住宅改修と大きく異なる点である。また、Q14 の「どのような経緯で改修依頼が来たか」とい

う質問項目ではその他の欄にケアマネジャーと述べる業者が多く、ケアマネジャーと深く関わりのある介護系の業者がより心身状況を加味した改修を行えると考えられる。そのため工務店など建築分野から参入した業者が気をつけるべきところであると言える。

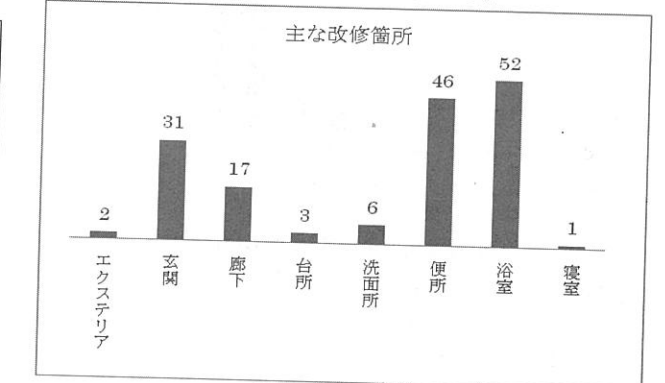


図 5 主な改修箇所

Q10 の「主な改修箇所」は浴室、便所、玄関の順で高く、滑りやすい床での転倒や温度差による死亡事故の多い浴室や、生活には欠かせない便所など、水回りの改修の重要性がうかがえる。また、玄関が高く出た理由としては、一人で容易に外出しやすくすることで体を動かし、病気や老化の進行を防ぐという目的で改修をする人が多いからと考えられる。

Q11 の「平均改修費」では平均改修費が 20 万円以下に約 7 割が終結していた。これは国の介護保険制度で住宅改修費助成金が 20 万まで支給されるため、それ以内に収める傾向が強いからと考えられる。

2) 業種形態ごとの比較

各企業を住宅改修・レンタルの両方を行っている業者(以下兼任業者)と住宅改修のみを扱う業者、福祉機器レンタルのみ扱う業者に分け、比較検討を行った。なお、業種形態ごとに企業数が異なるため、業種ごとの%で比較を行っている。

Q2~10 まではそれほど違いは見られなかったが、Q11 の平均改修費、Q12 国の介護保険の利用率、Q13 市や区の介護保険の利用率、Q14 の改修依頼の経緯で差異がみられた。

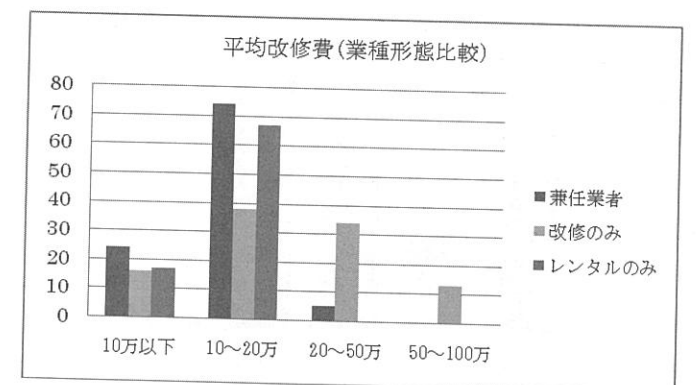


図 6 平均改修費(業種形態比較)

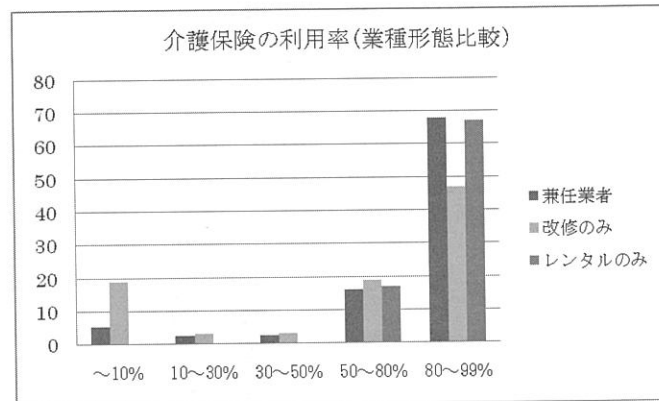


図7 介護保険の利用率(業種形態比較)

平均改修費では、全体比較と同じく 20 万円以下に多く集中したが、20 万円以上の改修を行っている業種はほとんどが、住宅改修のみを扱う業種であることが分かる。また、図7の「介護保険の利用率」とともに比較すると、殆どの企業が介護保険を利用しているが、利用率の少ない業種に注目すると、殆どが住宅改修のみを扱う企業であることが分かる。そのため、介護保険の利用率の低い企業が制度を利用することにより、依頼者に負担の少ない改修や、より多くの改修を行うことが可能になると考えられる。

3) 在籍専門職種ごとの比較

各企業に在籍する専門職のパターンを 5 パターンとその他に分類し、下記表 1 における 6 パターンで比較を行った。系列 6 のその他とは組合せとして少数派で定量比較ができなかった業者を指す。

分類に関与する専門職種は、福祉住環境コーディネーター（以下福住環）、建築士、ケアマネージャー（以下ケアマネ）、介護福祉士の 4 つである。

表 1 系列パターン

系列 1	福住環		
系列 2	建築士		
系列 3	建築士	福住環	
系列 4		ケアマネ	介護福祉士
系列 5	建築士	ケアマネ	介護福祉士
系列 6	その他		

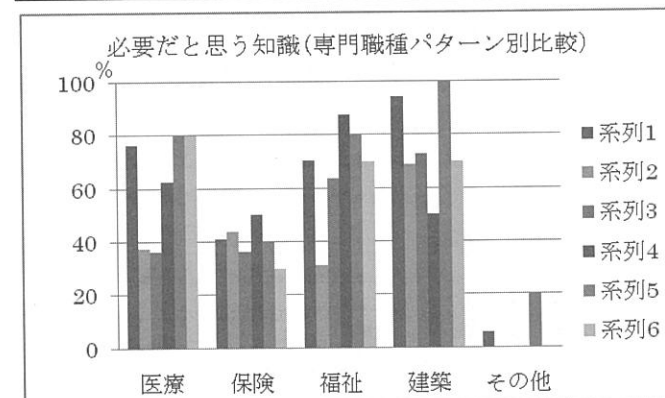


図8 必要だと思う知識(専門職種パターン別比較)

Q2 の「必要だと思う知識」では、建築士なら建築、ケアマネや介護福祉士なら福祉の知識が必要と考える傾向が強く、共に自分自身の知識が住宅改修に役に立っていると実感していることが分かる。

一方で逆に現在所有している専門分野以外の知識を必要と考える傾向は専門職の種類が少ない企業ほど弱い。全ての職がそろっている系列 5 ではどの知識に対しても総じて必要性を感じており、様々な職種が知識を提供しあうことにより、お互いの知識の重要性を実感することができるとともに、より良い改修を提案することができると言える。

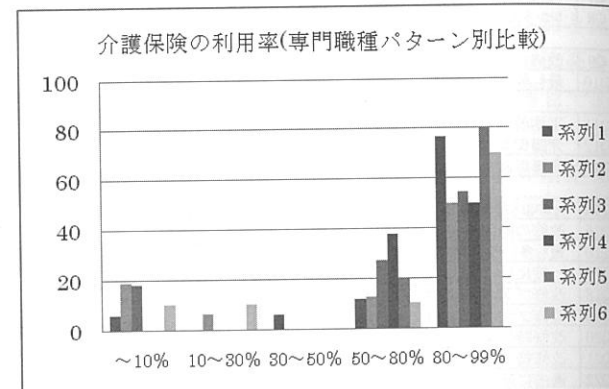


図9 介護保険の利用率(専門職種パターン別比較)

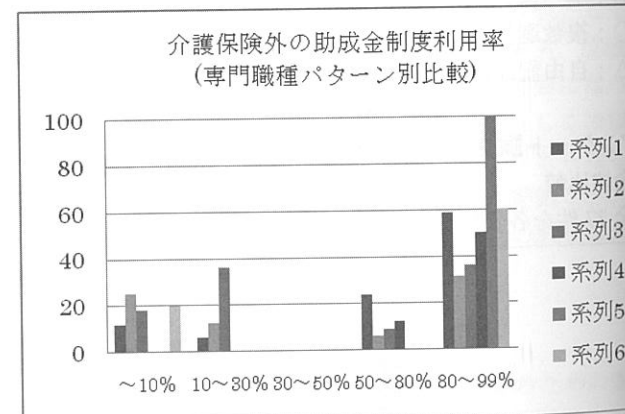


図10 介護保険外の助成金制度利用率(専門職種パターン別比較)

「介護保険やその他の助成金の利用率」に関する問いについては全体比較、業種比較共にほぼ同じような傾向が見えたが、「介護保険外の助成金制度」の利用率では専門職の種類ごとに特に差がみられた。

福住環やケアマネ、介護福祉士など福祉よりの職種が多く在籍する企業のほとんどは 80%以上利用しているが、建築士のみや建築士が付随資格として福住環を所有している企業は利用率が低く、介護保険制度以外にも住宅改修の助成金制度があることを知らない企業もあった。

また、30～50%利用する企業は殆どないという極端なデータが出た。これは、介護保険制度の認知について、知っている業者と知らない業者の 2 グループに大分されたことを意味する。

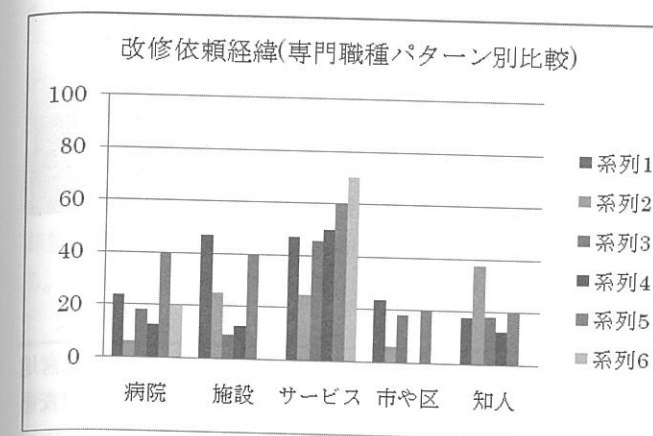


図11 改修依頼経緯(専門職種パターン別比較)

また、改修依頼経緯をみると、市や区からの依頼がかなり少ないことが分かる。系列 4 の福祉分野の専門職のみの企業には市や区からの依頼が全くない結果となった。これは、市や区からの依頼は、建設業者に別の依頼をしたついでに斡旋することが多いからだと考えられる。

前記のことを含め、市や区が積極的に住宅改修助成金制度についての説明や、改修依頼の斡旋を行うことにより、助成金制度をうまく使い改修ができると考えられる。また、助成金制度について詳しい専門職種(ケアマネなど)と連携できるよう紹介するなどの仕組みが必要である。

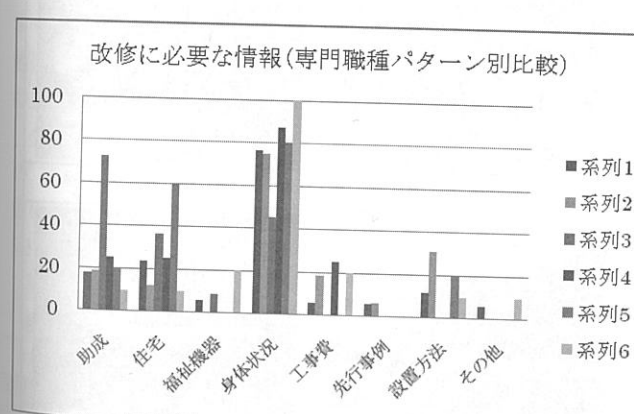


図12 改修に必要な情報(専門職種パターン別比較)

「改修に必要な情報」のグラフと比較すると、系列 3 の建築士と福住環の在籍する企業は助成金についての情報が必要と答えている。一方で系列 1 の建築士のみ、系列 2 の福住環のみの企業は助成金の情報の重要度は低いと答えている。

これは、系列 3 の企業は制度の存在は知っていて、積極的に利用したいが制度に対する情報が不十分であるため、活用に至っていないと考えられる。

4 実事例分析結果

今回は特徴的な一事例を分析の例として挙げる。この事例は、工事終了後に施主から介助者が出るスペースがないと指摘され、新たに階段を2か所に設けた。高齢障害者の改修において、当人はもちろんだが、介

助者がスムーズに介護を行えるよう考慮する必要があることが分かる。今回は担当者が経験の浅い福祉住環境コーディネーターのみだった為、作業療法士や理学療法士のように、日常的に介助をしている人との連携が必要だと考えられる。

表 2 事例 調査項目

事例調査	チェック項目
年齢・性別 66歳 男	トイレ ○
世帯構成 1世帯2人	入浴 ○
主介護者 妻	屋内移動 △
住宅 木造2階	屋外移動 △
病名 左麻痺	移乗 ○
障害の程度 5級	その他 ○
病歴 脳梗塞	ケアマネジャー ○
介護度 要介護	福祉住環境コーディネーター ○
身体および介護状況 車いす使用	建築士
要望 外出時の段差解消、庭の確保	作業療法士
	理学療法士
	社会福祉士
	介護福祉士
	その他

図13 改修事例 改修前

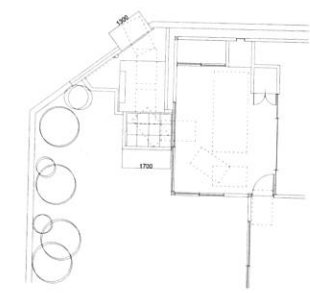


図14 改修事例 改修後 1

図15 事例 改修後 最終

図15 事例 改修後 最終

5.まとめ

今回の調査より、職種間における専門知識の共有や分野の異なる専門職種の連携により、改修がより充実して行える可能性が高いことが明らかとなった。特に建築主体の業者は、福祉主体の業者と連携を組むことにより、一人ひとりの心身状況に沿った改修を行えるとともに、介護保険制度をうまく使い、依頼者に負担の少ない改修プランの提案が可能であると分かった。

また、市や区は住宅改修を行う業者に対し、介護保険制度の理解をもっと深める努力が必要である。

高齢者のための住宅改修は、今後さらなる需要が期待される分野として、多くの企業が参入してくる可能性がある。そのためにも、現在のシステムを見直し、誰もが平等に改修を行えるシステムを構築していく必要がある。

参考文献

- ・「福祉医療建築による高齢者、障害者のための住宅改善」馬場昌子著 学芸出版社 2002 年
- ・「日本の将来推計人口」国立社会保障・人口問題研 2006 年 12 月の推計値
- ・内閣府「高齢者介護に関する世論調査」2003 年
- ・厚生労働省「人口動態統計」2005 年
- ・「高齢者福祉のしおり」平成 21 年度版 出版：川崎市建工福祉局長寿社会部